

統一地方選挙のお知らせ



埼玉県議会議員
一般選挙

投票日

4月9日(日)

越谷市議会議員
一般選挙

投票日

4月23日(日)

投票時間：両選挙とも午前7時～午後8時

埼玉県議会議員一般選挙 ～越谷市は東第8区、議員定数は4人～

投票できる方

■国籍・年齢要件

日本国民。
平成17年4月10日以前に生まれた方。

■住所要件

- ①越谷市に3か月以上住所を有し、3月30日現在、引き続き住民基本台帳に記録され、投票日まで越谷市の選挙人名簿に登録されている方。
- ②転入・市内転居・転出された方は、右の表1をご確認ください。

投票所入場整理券(投票日や投票所を明記した案内)は、同一世帯(6人まで)ごとに封入し、3月3日時点で住民登録のある住所に封書で発送します。

■表1 転入・市内転居・転出された方の住所要件

	異動日・届出日	投票場所
越谷市に 転入された方	令和4年12月30日以前に越谷市に転入届を提出	越谷市
	県内から令和4年12月31日以降に越谷市に転入届を提出	前住所地に確認
	県外から令和4年12月31日以降に越谷市に転入届を提出	投票できません
市内で 転居された方	令和5年3月3日以前に転居届を提出	新住所地
	令和5年3月4日以降に転居届を提出	旧住所地
越谷市から 転出された方	令和4年12月30日以前に県内に転出（転入届済）	転出先の市町村に確認
	令和4年12月31日～令和5年4月9日に県内に転出（転入届済）	越谷市（※）
	令和5年4月8日以前に県外に転出	投票できません

※投票所で、次のいずれかの方法により、確認を受ける必要があります。
 ・投票管理者に対して引き続き県内に住所を有することの確認を申請する。（確認に数分、お時間をいただきます。）
 ・予め取得した「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を提示。（詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。）

越谷市議会議員一般選挙 ～越谷市議会議員の定数は32人～

投票できる方

■国籍・年齢要件

日本国民。
平成17年4月24日以前に生まれた方。

■住所要件

- ①越谷市に3か月以上住所を有し、4月15日現在、引き続き住民基本台帳に記録され、投票日まで越谷市の選挙人名簿に登録されている方。
- ②転入・市内転居された方は、右の表2をご確認ください。

*越谷市から転出された方は投票できません。

■表2 転入・市内転居された方の住所要件

	異動日・届出日	投票場所
越谷市に 転入された方	令和5年1月15日以前に越谷市に転入届を提出	越谷市
	令和5年1月16日以降に越谷市に転入届を提出	投票できません
市内で 転居された方	令和5年3月17日以前に転居届を提出	新住所地
	令和5年3月18日以降に転居届を提出	旧住所地



投票所入場整理券(投票日や投票所を明記した案内)は、同一世帯(6人まで)ごとに封入し、3月17日時点で住民登録のある住所に封書で発送します。

問合せ

越谷市選挙管理委員会 ☎963-9276（投票日当日は963-9062）

期日前投票について

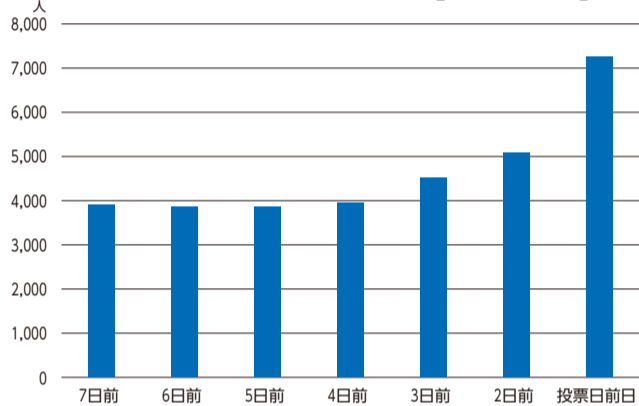
投票日当日、冠婚葬祭や仕事の予定がある場合は、期日前投票が可能です。

なお、事前に入場整理券の裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちいただくと、スムーズに受け付けができます。

期日前投票はお早めに

投票日の3日前～前日の期間は、期日前投票所が混雑する傾向があります。特に投票日当日に悪天候が予想される場合等には、さらに混雑します。混雑時を避けたお早めの投票をお願いします。

期日前投票所の投票状況【R4参議選】



期日前投票所の混雑状況をインターネットで確認することができます

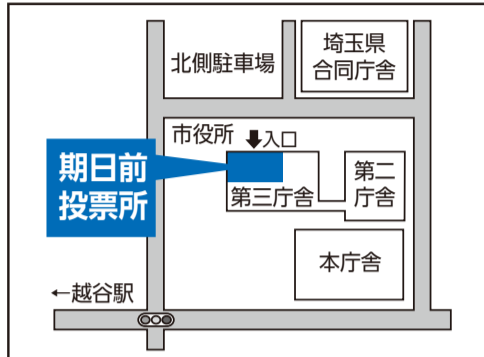
市内5カ所の期日前投票所の混雑状況を市ホームページにてリアルタイムで公表します。

混雑状況を「空きあり」「やや混雑」「混雑」の3種類で表示しますので、期日前投票にお越しいただく際の参考にご活用ください。

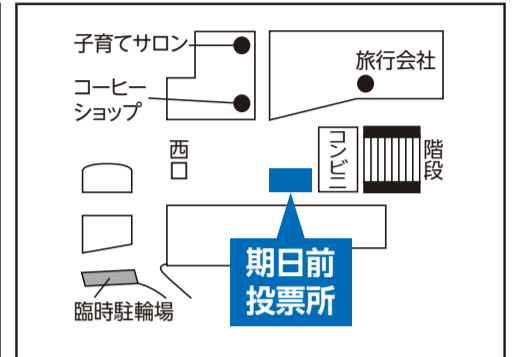


期日前投票所(5か所)

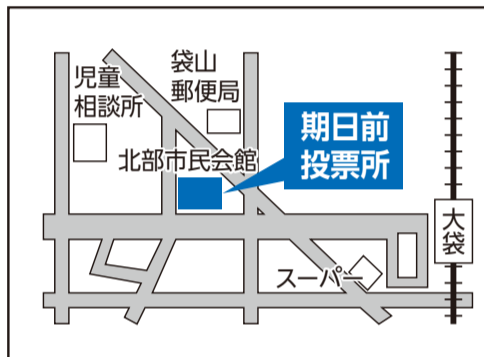
越谷市役所第三庁舎
1階会議室



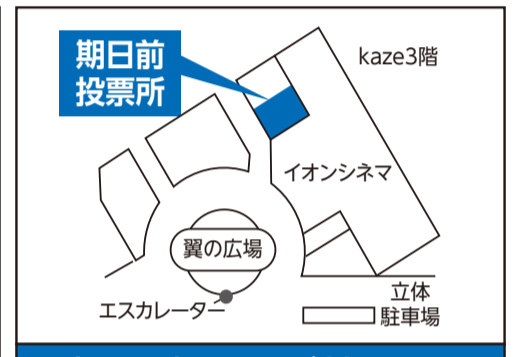
東武新越谷駅
1階自由通路内



北部市民会館
1階ロビー



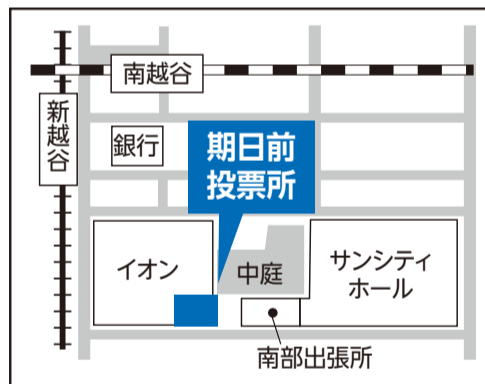
イオンレイクタウンkaze
3階イオンホール



9時～10時は入口が制限されていますので、1階E入口または3階A入口をご利用ください

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会までご連絡ください

越谷サンシティ 2階
(南部出張所付近)



東武新越谷駅の期日前投票所は大変混雑する傾向にあります。

越谷サンシティに期日前投票所を開設しますので、期日前投票所の混雑緩和にご協力をお願いします。

(東武新越谷駅の期日前投票所からは徒歩約5分です。)

期日前投票所の受付時間にご注意ください

場所・期間により受け付け時間が異なりますので、下記の表をご確認ください。

なお、東武新越谷駅期日前投票所には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【期日前(不在者)投票所の場所・受付期間】

埼玉県議会議員一般選挙	
場所	受付期間
市役所第三庁舎 1階会議室	・4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時
東武新越谷駅 1階自由通路	・4月1日(土)～4月4日(火) 午前9時～午後7時
北部市民会館 1階ロビー	・4月5日(水)～4月7日(金) 午前9時～午後8時
イオンレイクタウンkaze 3階イオンホール	・4月8日(土) 午前9時～午後5時
越谷サンシティ 2階	

越谷市議会議員一般選挙	
場所	受付期間
市役所第三庁舎 1階会議室	・4月17日(月)～4月22日(土) 午前8時30分～午後8時
東武新越谷駅 1階自由通路	・4月17日(月)～4月18日(火) 午前9時～午後7時
北部市民会館 1階ロビー	・4月19日(水)～4月21日(金) 午前9時～午後8時
イオンレイクタウンkaze 3階イオンホール	
越谷サンシティ 2階	・4月22日(土) 午前9時～午後5時

不在者投票について

不在者投票とは、投票日当日に長期の出張や、病院に入院していたり施設に入所している等の理由で投票日に投票に行くことができない方が、越谷市以外の市区町村選挙管理委員会や病院・老人ホーム等で、投票日の前に投票をすることができるものです。

なお、郵送には日数がかかりますので、請求はお早めにお願ひします。

郵便等で行う方法

身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。

要件や投票用紙の請求方法については、下記のとおりです。

■郵便等による不在者投票

1 郵便等による不在者投票ができる方
表3に該当する方。

2 投票用紙の請求方法

○郵便等投票証明書をお持ちの方

投票用紙等の交付請求書を添えて、下記の期日までに請求してください。

県議会議員選挙：4月5日(水)

市議会議員選挙：4月19日(水)

○郵便等投票証明書をお持ちでない方

投票用紙等の請求には郵便等投票証明書が必要です。

選挙管理委員会にお問い合わせください。

■代理記載による投票

上記の郵便等による不在者投票ができる方(表3に該当する方)のうち、表4に該当する方は、郵便等による不在者投票の代理記載制度があります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

表3 郵便等による不在者投票ができる方

お手持ちの手帳 または保険者証	障がい等の部位等	障がい等の程度
身体障害者手帳	①両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	③免疫、肝臓	1級～3級
障害の程度が上記に相当する旨、越谷市長等から証明された方もできます。		
戦傷病者手帳	①両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
障害の程度が上記に相当する旨、都道府県知事から証明された方もできます。		
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表4 郵便等による不在者投票における代理記載ができる方

お手持ちの手帳	障がい等の部位等	障がい等の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
障害の程度が上記に相当する旨、越谷市長等から証明された方もできます。		
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症～第2項症
障害の程度が上記に相当する旨、都道府県知事から証明された方もできます。		



滞在先(市外)の選挙管理委員会で行う方法

越谷市外での滞在先が投票日当日を含めて長期に渡る場合は、次のいずれかの方法により、越谷市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

- 「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、郵便等で請求する方法。
- 電子申請(要マイナンバーカード)で請求する方法。

請求に基づき滞在先の住所に郵送します。郵送された投票用紙を持って滞在地の選挙管理委員会に投票してください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

【投票用紙の請求先】

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1

越谷市選挙管理委員会 宛



指定されている施設で行う方法

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどの不在者投票施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます(市内・市外問わず)。

投票用紙の請求は施設の長等にお早めにお申し出ください。

市内で指定されている病院・老人ホームは、表5のとおりです。

表5 市内指定病院・老人ホーム

施設名	所在地	電話
越谷市立病院	東越谷10-32	965-2221
南埼玉病院	増森252	965-1151
北辰病院	七左町4-358	985-3333
新越谷病院	元柳田町6-45	964-2211
獨協医科大学埼玉医療センター	南越谷2-1-50	965-1111
越谷誠和病院	谷中町4-25-5	966-2711
慶和病院	千間台西2-12-8	978-0033
順天堂越谷病院	袋山560	975-0321
南面	七左町4-161	989-7777
十全病院	赤山町5-10-18	964-7377
介護老人保健施設 憩いの里	増森1-85	963-7788
葵の園・越谷レイクタウン	東町5-155-1	990-8200
エスポワール越谷	大竹712	967-5956
葵の園・越谷	七左町6-100-1	960-2255
嘉祥園	谷中町4-29	966-7337
越谷ホーム	南荻島1987	978-5500
特別養護老人ホーム 憩いの里	増森1-85	963-5151
コスモ越谷	増林5905-2	963-6221
越谷なごみの郷	川柳町3-60-1	987-0753
キャンベルホーム	大吉552-1	970-3330
リバティーガーデン	西新井1016-1	964-4446
みちみち	船渡2046	979-5381
憩いの里 すこやか	増森1-85	963-5151
越谷さくらの社	新川町2-247	940-6110
ライブラリ越谷	赤山町2-92-1	940-6230
越谷よさこいホーム	恩間新田53-1	999-6262
グレースガーデン越谷	砂原125-1	940-3915

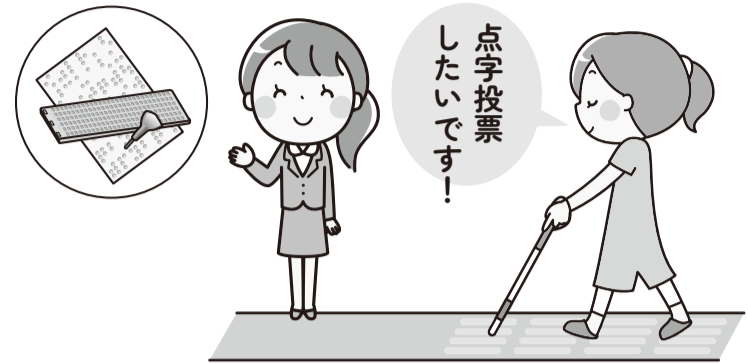
代理投票・点字投票等について

字を書くのに不便を感じる方、視覚に障がいのある方は、投票所の投票管理者に申し出ることにより、代理投票・点字投票ができます。

代理投票は、選挙人の指示する候補者氏名を投票所の代理投票補助者が本人に代わって記載します。

点字投票は、投票用紙に点字で候補者氏名を記載します。点字器は投票所に用意してあります。

また、聴覚に障害があるなどで会話が困難な方は、指さしでコミュニケーションをすることができるボードを投票所に備えてありますので、お申し出ください。



選挙公報・開票等について

選挙公報の配布

候補者の政見や経歴、写真などを掲載した選挙公報の配布等については、次のとおりです。

○新聞折り込み

【埼玉県議会議員一般選挙】

4月5日(水)予定

【越谷市議会議員一般選挙】

4月19日(水)予定

○備え置き

市役所、各地区センター、駅、郵便局など

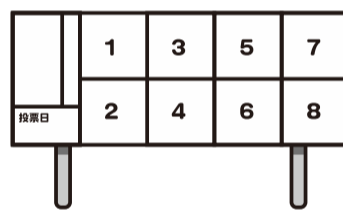
○越谷市ホームページへの掲載

ポスター掲示場の設置

ポスター掲示場を市内の519カ所に設置します。

この掲示場は候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる唯一のものです。壊したり汚したりすると罰せられます。

風などで倒れたり、ポスターが剥がれたりしている場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。



開票について

投票日当日の午後9時から総合体育館

速報について

投・開票速報

市ホームページに掲載

速報の開始時間

【埼玉県議会議員一般選挙】

投票 午前9時10分ごろから

開票 午後10時10分ごろから

【越谷市議会議員一般選挙】

投票 午前9時10分ごろから

開票 午後10時40分ごろから

新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では、皆さんが安心して投票できるよう感染症対策を講じて選挙を実施します。

■投票所における感染症対策

- ・投票所の入口・出口にアルコール消毒液を設置します。
- ・職員のマスクの着用・手指消毒を徹底します。
- ・投票所内の換気と記載台等の消毒を定期的に行います。
- ・使い捨て鉛筆を用意します。

■皆様へのお願い

- ・マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗いにご協力ください。
- ・投票所での手指消毒にご協力ください。
- ・前後の方と一定の距離を保ってください。
- ・鉛筆、シャープペンシルを持参して投票用紙に記入することができます。

■新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養をしている方の投票について(特例郵便等投票)

埼玉県議会議員一般選挙

対象となる方(次の2つの要件を満たす方)

- ①埼玉県議会議員一般選挙の有権者で、感染症法・検疫法により保健所等から外出自粛要請等を受けている方。
- ②外出自粛要請等の期間が選挙期間(4月1日～4月9日)に重なると見込まれる方。

越谷市議会議員一般選挙

対象となる方(次の2つの要件を満たす方)

- ①越谷市議会議員一般選挙の有権者で、感染症法・検疫法により保健所等から外出自粛要請等を受けている方。
- ②外出自粛要請等の期間が選挙期間(4月17日～4月23日)に重なると見込まれる方。



濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象外です。
詳しい手続き方法等については、市ホームページをご覧ください。
越谷市選挙管理委員会へお問い合わせください。

